

(仮称)「千代田区気候変動適応計画 2021」素案【概要】

計画策定の背景・目的

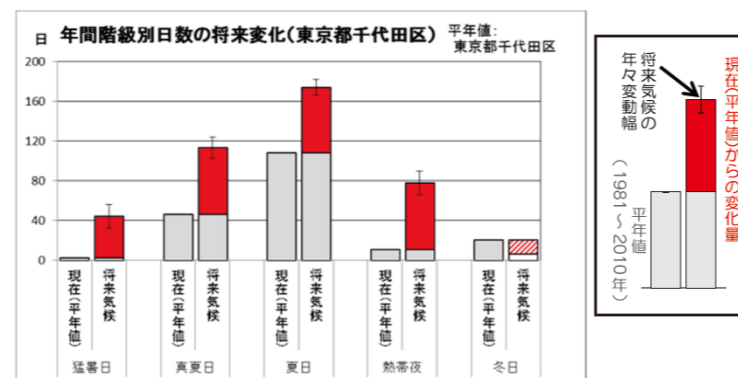
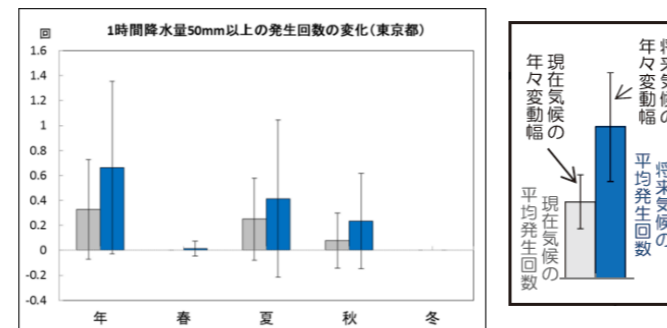
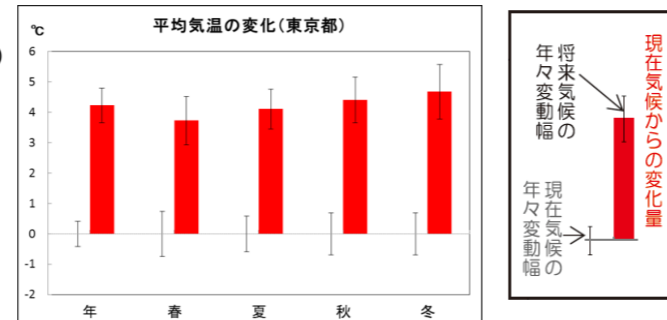
- 近年、気温上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う熱中症リスクの増加など、気候変動による影響が全国各地で生じており、気候危機というべき非常事態に直面している。
 - 千代田区においても気候変動による影響が現れはじめており、さらに今後影響が長期にわたり拡大するおそれがある。
 - 2018（平成30）年に気候変動適応法が成立し、都道府県及び市区町村がそれぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努めるとされた。
- ⇒ 地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組む必要がある。 → 千代田区においても、地域特性を踏まえた気候変動適応策を推進するため、計画を策定する。（緩和策は（仮称）「千代田区気候変動適応計画地域推進計画 2021」において取組みを掲げ、推進していく。）



将来の気候の変化

東京都における現在気候（1980～1999年）と将来気候（2076～2095年）との比較を見ると、下記の変化が予測される。

- ✓ **気温が上昇**
年平均気温は上昇傾向であり、現在気候と将来気候の差の予測では、約4度上昇する。
- ✓ **1時間降水量 50 mm以上の発生回数が増加**
- ✓ **雨が降らない日が増加**
- ✓ **真夏日・夏日・猛暑日・熱帯夜が増加**
将来変化の予測では、真夏日・夏日・熱帯夜数はいずれも約70日増加し、猛暑日が40日程度発生する。



計画期間

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度【10年間】

※計画期間であっても、科学的知見や各施策の状況により、必要に応じて計画を見直す。

気候変動適応における将来像

いつまでも安心して住み働き続けられる強く魅力あるまち

基本的な考え方・適応策の方向性

<基本的な考え方>

- 適応策となる取組みを一層推進し、区民や区内事業者の生命、財産、生活や活動を守る。
- 気候変動に負けないまちの実現に向けて取り組むことで、区民や区内事業者とともに新たな地域の価値を創造する。
- 気候変動の影響は様々な分野に及ぶが、区への影響が大きい事項に重点を置くなど、優先順位をつけて取り組む。

<適応策の方向性>

- 気候変動による影響被害を回避・軽減する施策を積極的に推進する。また、それを契機として、千代田区の特徴を活かした、より魅力あるまちの形成を推進する。
- 国や東京都との役割を明確にし、隙間のない対策を講じる。また、区・区民・事業者の各主体が相互に連携・協働し、千代田区の地域特性に応じた施策を推進する。
- 気候変動の将来予測等の科学的知見の更新に伴い、必要に応じて施策を見直すなど、柔軟に対応する。

影響が考えられる分野

千代田区において気候変動による影響が考えられる下記の分野について取り組む。各分野の予想される主な影響は以下のとおり。

自然災害

- ✓ 大雨の発生回数が増加し、水害の頻発や極めて大規模な水害が発生する懸念が高まっている。
- ✓ 集中豪雨の増加に伴い、土砂災害発生頻度の増加が想定される。
- ✓ 台風の強度が増し、竜巻発生的好適条件の出現頻度が高まる。

健康

- ✓ 気温上昇が進むと、熱ストレスを増加させ、暑熱による死亡リスクや熱中症の増加が懸念される。
- ✓ 気温上昇により、感染症を媒介する節足動物（蚊やダニ等）の分布可能域が変化し、感染症リスクが増加する可能性がある。
- ✓ 大気中のオキシダント等の汚染物質の濃度が変化している。

水資源・水環境

- ✓ 無降水日数の増加が予測され、渇水の増加が懸念される。
- ✓ 河川や濠の水温や水質の変化が想定される。

生活

- ✓ 熱ストレスが増大し、睡眠障害、暑さによる不快感、屋外活動の制限等による機会の喪失など、様々な影響が及ぼされる。

産業・経済活動

- ✓ 従業員の労働環境の変化、原材料の収量・品質の低下、設備の維持管理にかかるコスト増、市場ニーズの変化など企業の事業活動に様々な影響を及ぼす。

自然生態系

- ✓ サクラの開花日が早まることが予想される。
- ✓ 生物の分布域の変化や種の絶滅を招く可能性がある。外来種の侵入・定着率の変化に繋がることが想定される。

施策体系と主な対策

将来像

分野

施策

主な対策

★：優先的に取り組む施策

【重】：重点事業

いつまでも安心して住み働き続けられる強く魅力あるまち

基本方針1：気候変動に強いまちづくりの推進

自然災害

- 1-1 水害対策の推進 ★
- 1-2 強風等への対策の推進 ★
- 1-3 土砂災害対策の推進

健康

- 1-4 熱中症等への対策の推進 ★
- 1-5 感染症対策の推進
- 1-6 大気汚染による健康被害への対策の推進
- 1-7 高齢者や子どもへの影響に関する対策の推進 ★

水資源・水環境

- 1-8 渇水対策の推進 ★
- 1-9 水環境に関する対策の推進

- ◇建物の浸水対策の推進【重】 ◇ハザードマップの公表
- ◇区民向け行動指針の作成・公表【重】
- ◇災害廃棄物処理計画の策定 ◇屋外広告物の安全推進

- ◇熱中症等予防に関する普及啓発
- ◇暑さ指数（WBGT）測定等による注意喚起【重】
- ◇高齢者の熱中症予防訪問
- ◇子ども施設への日除けの設置【重】
- ◇子ども施設の実情に応じた暑熱対策設備の導入【重】
- ◇感染症予防・医療対策 ◇大気汚染調査

- ◇節水に関する普及啓発【重】
- ◇河川・濠の水質監視調査

基本方針2：魅力あるまちづくりの推進

生活

- 2-1 暑熱対策の推進 ★

活動・経済・産業

- 2-2 企業活動に関する対策の推進 ★

生態系・自然

- 2-3 自然生態系に関する対策の推進

- ◇クールスポットの創出【重】
- ◇暑さ指数（WBGT）測定等による注意喚起【重】
- ◇子ども施設への日除けの設置【重】
- ◇子ども施設の実情に応じた暑熱対策設備の導入【重】

- ◇気候変動影響に対する事業者の意識調査
- ◇先進企業の取組みに関する情報提供【重】
- ◇事業者向けの普及啓発【重】

- ◇河川・公園等の緑地の維持管理
- ◇生きものモニタリング調査

基本方針3：気候変動適応の推進にかかる体制づくり

- 3-1 気候変動適応にかかる意識啓発の推進
- 3-2 気候変動に関する情報収集・分析
- 3-3 複合災害への対策の推進
- 3-4 関係機関・部署との連携

- ◇気候変動適応に関する普及啓発【重】
- ◇気候変動に関する情報収集・分析
- ◇災害時の健康被害への対策
- ◇関連施策との連携

適応策の推進

<推進体制> 区長を本部長として全部長が参加する「地球温暖化対策推進本部」を中心に、環境政策課を主管課とし、関係部・課と連携する。また、「地球温暖化対策推進懇談会」などの意見交換や情報共有の場などを活用し、国や東京都、区民や事業者、団体等と連携・協働を図る。

<進捗管理> 各分野に指標を設定し、毎年進捗管理を行う。また、3～5年に一度、効果検証を実施する。